

教職や臨床心理士を目指す学生の皆さんへ

ボランティア学生募集



将来の夢を確かなものに

～学校でのボランティア経験を活かして実践力UP～

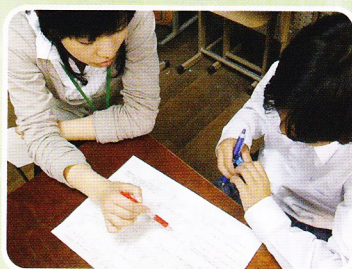


★国語、算数・数学、英語などの授業中の学習支援

★相談室など別室に登校する児童生徒の学習支援

★放課後や長期休業中の補充学習での支援

★クラブ(部)活動の支援



応募・登録

京都府山城教育局に来ていただき、
面接後登録します。

活動校決定

2週間以内に活動校を
お知らせします。

活動開始

活動校の担当者と打合せをし、
活動を開始します。



山城地域の
12市町村の
小・中学校で活動!

まずはお電話を!
年間を通じて随時募集!

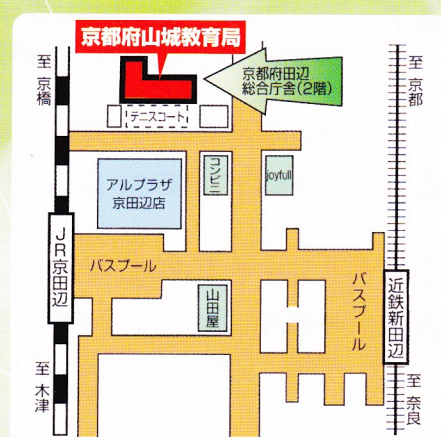
京都府山城教育局

〒610-0331 京田辺市田辺明田1

TEL 0774-62-0148

FAX 0774-62-9207

URL: <http://kyoto-be.convi.ne.jp/yamashiro-k/>
E-mail: yamashiro-k-gakkyo@pref.kyoto.lg.jp



近鉄新田辺徒歩8分、JR京田辺徒歩5分

ボランティアをされるにあたって よくある質問に お答えします。



Q1 授業中の学習支援とはどのようなことをするのですか。支援する内容は難しくありませんか。

A1 担任の先生や教科担当の先生と連携して、授業中に児童生徒の質問に応じたり、内容がわからない児童生徒に寄り添って個別に支援します。各教科の基礎的な部分を支援していただくことが多いです。

Q2 不登校傾向のある児童生徒に対する別室での支援とはどのようなことをするのですか。

A2 学校の相談室など別室に登校する児童生徒への支援の内容も学習支援が中心です。また、学習の合間や休憩時間の話し相手にもなっていただきます。

Q3 大学を卒業して、通信制の大学で教員免許の取得を目指している者ですが、応募できますか。

A3 教職（養護教諭、栄養教諭、司書教諭も含む）や臨床心理士を目指している方なら、通信制の学生はもちろん科目等履修生も応募できます。また、短期大学の学生や大学院生の方も応募できます。

Q4 応募したいのですが、今からでも間に合いますか。

A4 ボランティア学生は4月から次の年の2月までの間、随時募集しています。京都府山城教育局では、応募のあった学生の方の希望を聞いて原則として毎月1日と16日に各学校に配置しています。

Q5 1回生で大学の時間割が詰まっており、火曜日の午後しか活動できないのですが、応募できますか。

A5 活動は、個人の都合に合わせて曜日と時間を活動する学校と相談して決定していただきます。また、大学の長期休業中にあたる9月・2月・3月は、小・中学校は学期途中であることから、この時期に集中して活動することも可能です。

Q6 自宅や大学から遠い場所に活動校を決められることはありませんか。

A6 登録時に活動可能地域をはじめ、希望校種や活動可能期間等を申し出ていただけるようにしており、それらの条件を考慮し活動校を決定しています。

Q7 活動中に学校の備品を壊した場合はどうなりますか。

A7 活動校までの途中の事故をはじめ、活動中の怪我や物損などについては、ボランティア保険で対応しています。ボランティア保険は、登録時に京都府山城教育局で加入します。

Q8 活動校までの交通費は出ますか。

A8 交通費については、京都府山城教育局の規定により一部支給します。

Q9 来年度も引き続いてボランティアをしたいのですが、どうしたらいいでしょうか。

A9 継続用のボランティア学生登録票を送付しますので、京都府山城教育局にFAXか郵送していただければ、継続して来年度も活動していただけます。また、違う学校でボランティアをすることも可能です。

Q10 学校でのボランティア活動以外に何か教職に向けた取組等がありますか？

A10 平成21年度は、教職を目指す皆さんに対して、講演や授業作りに向けたワンポイントアドバイスを伝えるなどのセミナーを開催しました。

平成22年度学生パワー活用事業実施要項

(目 的)

- 第1条** 京都府山城教育局（以下、「教育局」という。）は、大学（短期大学を含む。）及び市町（広域連合）教育委員会（以下、「教育委員会」という。）と連携し、教職又は臨床心理士を目指す学生等（大学に在籍する者で、大学院生、科目等履修生及び聴講生を含む。以下、「学生」という。）を教育局管内の希望する小・中学校にボランティアとして派遣し、児童生徒への個に応じたきめ細かな支援を行うことにより、学力の充実・向上等を図る。
- 併せて、学生の基礎的な資質の向上を図る。

(活動内容及び期間)

- 第2条** 学生は、主に次に掲げる活動を行う。

(1) 児童生徒への学習支援

ア 教科学習における個々の児童生徒への学習支援

イ 放課後や休業日における学習活動への支援

(2) 不登校傾向のある児童生徒への学習支援

(3) 学生の特技を生かした小学校クラブ活動や中学校部活動への支援

2 活動は、年間を通じて行うことを基本とする。

(実施手続等)

- 第3条** 学生は、教育局で面接を受けた後、ボランティア学生登録票（別記第1号様式）により登録を行うものとする。ただし、次に掲げる学生は、ボランティア学生登録票（別記第1号の2様式）により登録することとし、登録の際の面接は行わない。
- (1) 平成21年度に本事業の登録を行った学生で平成22年度も継続登録を希望する学生
- (2) 教育実習等で、教育局管内小・中学校において既に活動をしており、引き続き当該校で活動を希望する学生
- (3) 教育局管内小・中学校がボランティア活動の募集等を行い、当該校への配置希望があった学生
- (4) 京都府教育委員会が実施する教員養成に関する事業を受講する学生
- 2** 登録の受付は原則として1月末までとする。ただし、京都府教育委員会が主催する教員養成事業に参加する学生及び、小中学校から紹介された学生など教育局が必要と認めるものに限り2月末まで、受付を行う。
- 3** 教育局は、登録が完了した学生にボランティア学生登録証（別記第2号様式）を交付する。
- 4** 学生によるボランティア活動を希望する教育局管内の市町（広域連合）立小・中学校は、別に定める期日までに、ボランティア学生派遣依頼書（別記第3号様式）を当該校を所管する教育委員会を経由し、教育局に提出する。
- 5** 教育局は、前項の依頼書の提出のあった学校の中から派遣する学校（以下、「活動校」という。）を選定し、当該学生に通知するとともに、当該活動校を所管する教育委員会を経由し、当該活動校に通知する。
- 6** 活動校は、学生と活動する内容等について事前調整を行うものとする。
- 7** 活動校は、学生との事前調整終了後、実施計画書（別記第4号様式）を当該活動校を所管する教育委員会を経由し、教育局に提出する。なお、教育局は、学生が在籍する大学からの求めに応じ、実施計画書の写しを送付する。

(活動校への配置日)

第4条 教育局は、登録が完了したボランティア学生について、原則、毎月1日及び16日を配置日として活動校に配置する。ただし、第1回の配置日は平成22年4月6日とし、最終の配置日は平成23年3月1日とする。

(実施報告)

第5条 活動校は、学生の活動期間終了後、2週間以内に実施報告書(別記第5号様式)を活動校を所管する教育委員会を経由し、教育局あて提出する。なお、教育局は、学生が在籍する大学からの求めに応じ、実施報告書の写しを送付する。

(保険の加入)

第6条 学生は、活動に当たって、ボランティア保険に加入するものとする。ただし、在籍する大学にて加入している場合や、京都府教育委員会が実施する教員養成に関する事業を受講する場合はこの限りでない。

2 ボランティア保険の加入手続きは、教育局が行う。

(経費)

第7条 学生の活動に要する経費は、原則として学生が負担する。ただし、次に掲げる経費は、予算の範囲内で教育局が負担又は補助する。

- (1) ボランティア保険の保険料
- (2) 交通費

(注意事項の遵守)

第8条 学生は、活動に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に関して知り得た個人情報を第三者に知らせないこと。また、不当な目的に使用しないこと。
- (2) 活動に当たっては、服装・言葉遣い・態度について留意し、規律ある行動をすること。
- (3) その他活動校の指示に従って活動すること。

(活動の中止)

第9条 活動校の長は、学生が前条の事項を遵守できない場合等、やむを得ず活動が困難と判断したときは、学生に対し、活動中止等の措置をとることができる。

2 活動校の長は、活動中止等の措置をとった場合、速やかに所管する教育委員会を経由し、教育局あて報告する。

(事故の防止)

第10条 学生及び活動校は、本事業の趣旨を十分理解し、円滑な事業の実施の協力及び万一における事故等の防止に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年度学生パワー活用事業
ボランティア学生登録票

No.

ふりがな 氏 名			大学名			回生
			学 部			
住 所	〒					
電 話	自宅			携 帯		
E-mail						
移動方法	交通機関を利用 () ・ その他 (徒歩、自転車、バイク、自動車)					
希望校種	小学校			中学校		
希望活動内容	■学習支援内容			■その他支援内容		
	希望教科 ()			クラブ・部活動 (部) その他 ()		
希望活動日 及び時間帯	希望期間 月 ~ 月					
	活動可能な時間帯に○印を付けてください。					
	曜 日	月	火	水	木	金
	午 前					
	午 後					
	放課後					
※ 土曜日の活動〔可能・不可能〕 日曜日の活動〔可能・不可能〕 長期休業中の活動〔可能(春季、夏季、冬季)・不可能〕						
特技、資格等						
抱 負						
応募の きっかけ (○で囲む)	山城教育局のホームページ、ポスター、チラシ、講師登録、 大学の紹介(講義、教授、広報等)、市町村教育委員会の紹介、 小・中学校の紹介、友人の紹介、家族の紹介、 サポートセミナー受講、教師力養成講座受講、その他 ()					